

ており、そのため正確に学校数を捉えることは困難である<sup>37</sup>。そのため ESJ では高等学校における通信制では B12 を定義していない(表 5)。同様に、課程属性を有する短期大学、大学、大学院についても通信の学校数は扱わず、大学、大学院の通信以外の課程別学校数については、高等学校と同様に併置校はそれぞれの課程別にカウントしている。

なお DB01 において、在学者は存在しているが学校数では 0 校となっているケースがあり、そのようなケースでは学校数を補正している。たとえば、1967-70 年における東京都の国立高等学校(定時制)では、在学者はいるものの学校が存在せず、ここでは、全日制のみの学校のうち 1 校を併置校へ格付け変更し、定時制( $p=2$ )を 1 校増加させる補正をおこなっている。データ系列間の関係における不整合データの補正を含め、本データ系列の時系列整備における個別調整・補正プロセスについては、教育水準×課程(ep)ごとに Appendix A (9.15 節)に整理している。

#### 4.13 外国人教員数

B13.外国人教員数は、DB01「学校基本調査」における学校調査で大学( $e=14$ )に限り経営組織別にデータが利用できる<sup>38</sup>。DB01 では、大学の昼間および夜間を調査対象としているが、課程別の人数は公表されていないため、ESJ では B13.外国人教員はすべて昼間( $p=1$ )としている。なお、本データ系列の時系列整備における個別調整・補正プロセスについては、教育水準×課程(ep)ごとに Appendix A (9.16 節)に整理している。

### 5 支出データ

#### 5.1 統計資料

C.支出データの利用資料(DB01-DB06)は経営組織によって異なり、また期間による分類の変化などの課題がある。ESJ は加工統計指標としての E.SNA 概念データの構築を目的とすることから、一次資料からの集計や分割推計をしながら、支出項目としてのデータ系列として主体間で統一的に定義し、時系列データを整備している。それぞれのデータ系列と、それぞれの基礎統計資料における支出項目との対応関係は表 9 のとおりである<sup>39</sup>。

<sup>37</sup> 協力校とは、実施校のおこなう通信教育(面接指導や試験など)について協力する学校を指す(「高等学校通信教育規程第3条」)。なお、協力校は実施校の校舎等を使用しておこなう教育活動などにも協力している。

<sup>38</sup> DB01 によると外国人教員とは、日本国籍を持たない本務教員と兼務教員である。二重国籍者は日本人としてカウントされている。

<sup>39</sup> 同一の統計資料でも調査年次により支出項目数は変動しており、表 9 ではおもな調査項目のみを整理している。たとえば DB04「私立学校の財務状況に関する調査」では、1971 年の支出項目は 32 分類であるのに対し、1994 年では 17 分類へと半減している。

表 9: 基礎統計資料における支出項目と支出データ系列の対応

C. 支出データ項目	DB01: 学校基本調査	DB02: 地方教育費調査	DB03: 私立学校の支出 および収支に関する調査	DB04: 私立学校の 財務状況に関する調査	DB05: 今日の私学財政
(消費的支出)					
C01 本務教員給与	本務教員の給与	本務教員給与	本務教員の給与	本務教員給与	教員人件費支出
C02 兼務教員給与	兼務教員の給与 外国人教員の給与	兼務教員給与	兼務教員の給与	兼務教員給与	
C03 職員給与	事務系職員の給与 技術系職員の給与 医療系職員の給与 教務系職員の給与 その他の職員の給与	事務職員給与 その他の職員給与	事務職員の給与 教育補助員の給与 その他の職員の給与	本務職員給与 兼務職員給与	職員人件費支出
C04 退職死傷手当	退職死傷手当	退職・死傷手当 恩給費等	退職・死傷手当	退職金	退職金支出
C05 その他人件費	共済組合負担金	共済組合等負担金	私学共済組合負担金	所定福利費 役員報酬 その他人件費	役員報酬支出 その他人件費支出
C06 教育活動費	消耗品費 光熱水費 旅費 その他の教育研究費	教育活動費	旅費 消耗品費 特別教育活動・学校行事費 その他教育費	消耗品費 光熱水費 旅費交通費 その他	消耗品費支出 光熱水費支出 旅費交通費支出 印刷製本費支出 その他教育研究経費支出
C07 管理・補助活動費	消耗品費 光熱水費 旅費 修繕費 その他の管理費 学生寄宿舎費 課外活動費 保健管理費 その他の補助活動事業費 その他の所定支払金 その他の消費的支出	修繕費 その他の管理費 補助活動費 所定支払金	修繕費 その他維持費 補助活動費 その他所定支払金 その他の消費的支出	奨学費 医療材料費 消耗品費 光熱水費 旅費交通費 修繕費 その他管理経費	奨学費支出 補助活動関係支出 医療経費支出 消耗品費支出 光熱水費支出 旅費交通費支出 修繕費支出 その他管理経費支出 補助活動関係支出
(資本的支出)					
C08 土地費	土地費	土地費	土地費	土地費	土地支出
C09 建築費	建築費	建築費	建築費	建物費 構築物支出	建物支出 構築物支出 建設仮勘定支出 借地権支出 その他施設関係支出
C10 設備・備品費	教育・研究用設備・備品費 その他の設備・備品費	設備・備品費	教材用設備・備品費 その他設備・備品	教育研究用設備備品費 その他設備費	教育研究用機器備品支出 その他の機器備品支出 車輛支出 電話加入権支出 その他設備関係支出
C11 図書購入費	図書購入費	図書購入費	図書購入費	図書購入	図書支出
(債務償還費)					
C12 債務償還費		債務償還費	債務償還費	債務償還費	債務償還費

基礎統計資料におけるC.支出データに関する属性定義は表10に与えられている。資料によってはESJの基礎分類に完全には対応しないため、その際には基礎分類レベルへの分割推計をおこなっている。以下では利用する基礎統計資料ごとに、そこでのデータ特性に基づく推計方法の概要、また給食に係る支出データの推計などについて整理する。なお個別調整・補正プロセスについては、教育水準×課程(ep)ごとにAppendix A(9.17節)に整理している。

表 10: 基礎統計資料における支出データの属性定義

教育水準(e)	課程(p)	DB01	DB01	DB02	DB03	DB04	DB05
		(公表)	(個票)				
		o=1	o=1	o=2	o=3	o=3	o=3
1 幼稚園		eo	eor	eor	eor	eor	eor
2 幼保連携型 認定こども園				eor			-
3 小学校		eo	eor	eor	eo	eo	eor
4 中学校		eo	eor	eor	eo	eo	eor
5 義務教育学校				eor			
6 高等学校	0.課程計	eo	eor	eor	eo	eo	eor
6 高等学校	1.全日制	-	-	eor	eor	eor	-
6 高等学校	2.定時制	-	-	eor	eor	eor	-
6 高等学校	3.通信制			eor	eo	eo	-
7 中等教育学校		eo	eor	eor			eo
8 盲学校							
9 聾学校		eo	eor	eor	eo	eo	eo
10 養護学校							
11 特別支援学校		eo	eor	eor			eo
12 高等専門学校		eo	eo	eo	eo	eo	-
13 短期大学	0.課程計	eo	eo		eo	eo	eos'
13 短期大学	1.昼間・夜間	eo	eo		eo	eo	-
13 短期大学	2.通信				eo	eo	-
14 大学	0.課程計	eos'	eos'		eo	eo	eos'
14 大学	1.昼間	-	-		eos'	eos'	-
14 大学	2.夜間	-	-		eos'	eos'	-
14 大学	3.通信				eo	eo	-
15 大学院	0.課程計	-	-		-	-	-
15 大学院	1.修士	-	-		-	-	-
15 大学院	2.博士	-	-		-	-	-
15 大学院	3.専門職学位	-	-		-	-	-
15 大学院	4.通信				-	-	-
16 専修学校		eo	eo	eo	eo	eo	eo
17 各種学校		eo	eo	eo	eo	eo	eo

注:表中のハイフンはデータが公表されていないことを示し、灰色部分は概念上データが存在しないことを示す。

### 5.1.1 学校基本調査

DB01「学校基本調査」における経理データ(CブロックおよびDブロック)では、すべての国立学校(o=1)、公立短期大学(e=13, o=2)、公立大学(e=14, o=2)、および1955-59年におけるすべての私立学校(o=3)における資料が公表されている(表8)。しかし公表データでは、課程(p)および地域(r)別のデータは公表されておらず、学部(s')に関するデータが利用可能であるのは大学(e=14)に限られている。ESJでは、2003年以降では「学校基本調査」の個票データを用いた集計値によって、国立幼稚園から特別支援学校(e=1-11)では地域別データを入手している(表10)<sup>40</sup>。2002年以前については個票データも利用することができないため、2003年の在学者一人あたりのコストにおける地域間の相対比を固定した遡及推計をおこなっている。

また学科(s)の属性を有する教育水準(e=12-17)のうち、大学(e=14)では、学部ごとの調査は1971年以降に限られており(学科別には調査されていない)、それ以前では学部別調査もおこなわれていない。そのため1971年以降では、同一学部内に属する学科間において在学者一人あたりの支出項目別コストが同一であると仮定し、ESJのA01.在学者数を補助系列として分割推計している<sup>41</sup>。1970年以前は、1971年に推計された在学者一人あたりのコストの学科間の相

<sup>40</sup> 内閣府経済社会総合研究所における2018年度プロジェクトにおいて、文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室より「学校基本調査」個票データの利用許諾を得ている。

<sup>41</sup> 同様に、課程別経理データについても調査されていないため、A01.在学者数を補助系列としている。

対比を固定して遡及推計をしている。なお、国立大学(e=14, o=1)および公立大学(e=14, o=2)における学部別経理データでは、1990年代半ばより学部分類は細分化・多様化するため、ESJでは時系列で共通の学部分類(表4におけるs')へと集計し、その学部に含まれる学科の在学者数を用いて各学科へと配分する<sup>42</sup>。また学部別支出データには、各学部へと紐づけることができない「本部・図書館・その他」が特掲されており、ESJではそれを各学部の支出金額を補助系列として各学部へと配分している<sup>43</sup>。

国立の短期大学(e=13)では学部および学科別データがないため、私立短期大学における在学者一人あたりのコストの学科間の相対比(5.1.3節および5.1.4節)を各年次に適用して推計している。学科別データがないそれ以外の学校(e=12, 16, 17)では、支出項目別コストが在学者一人あたりで同一であると仮定して分割推計している。

国立学校(o=1)および公立学校(o=2)に関して、DB01では1964年以前の支出項目は分類が粗く、ESJの支出データ項目分類へと直接的に対応できないため、人件費(C01-C05)、その他消費的支出(C06-C07)、資本的支出(C10-C11)の3分類へと暫定的に集計したうえで、それぞれの内数については、1965年の支出項目別金額シェアを固定して分割推計している。

私立学校(o=3)においても、1955-59年(各種学校は1962年まで)ではDB01を利用している(表8)。私立学校では国公立に比して支出項目の分類が細分化されているため、人件費、その他消費的支出、土地費、建築費、その他資本的支出の5分類へと暫定集計したうえで、ESJで構築される1960年の金額シェア(5.1.3節)によって、人件費をC01-C05へ、その他消費的支出をC06-C07へ、その他資本的支出をC10-C11へと分割している。

## 5.1.2 地方教育費調査

短期大学(e=13)および大学(e=14)以外の公立学校(o=2)に関する支出データは、DB02「地方教育費調査」を利用している。DB02の都道府県集計表では、小学校(e=3)および中学校(e=4)では支出項目の小分類、それ以外の地域属性(r)を有する教育水準(e=1, 2, 5-11)では支出項目の中分類に基づいている。また全国集計表では、支出項目はすべての教育水準で小分類に基づく。都道府県集計表において小分類で公表されていない小学校・中学校以外の教育水準に関しては、都道府県集計表の支出項目中分類に基づく支出データに、全国集計表の中分類に占める小分類のシェアをすべての都道府県で一律で用いることで、都道府県別支出項目を小分類へと分割推計する。そうした支出項目(小分類)に基づき、ESJの支出データ系列へと集計している(表9)。

なお、DB02における高等専門学校(e=12)、専修学校(e=16)および各種学校(e=17)では、学科別には経理データが調査されていないため、ESJでは在学者一人あたりの支出額は学科別に同一であるとして推計している。

<sup>42</sup> 1971年では国立大学で37学部、公立大学で21学部であったのに対し、2016年ではそれぞれ101学部と98学部に多様化する。なお、ここでは医学部(s'=6)、歯学部(s'=7)、薬学部(s'=8)、看護・その他保健学部(s'=9)は、学科分類でそれぞれ医学(s=35)、歯学(s=36)、薬学(s=37)、看護学・その他保健(s=38-39)と対応し、それ以外の学部は学科分類における大分類と対応すると仮定している。

<sup>43</sup> ただしC08.土地費では、「本部・図書館・その他」の支出が計上されていないながらも、各学部で支出がないケースがある。その場合は、各学部のC09.建設費の金額ウェイトによって配分している。

### 5.1.3 私立学校の支出および収支に関する調査報告書

1960-69年における私立学校(o=3)の支出データは、DB03「私立学校の支出および収支に関する調査報告書」に基づいている。ただし、高等専門学校(e=12)は1962年以降、各種学校(e=16)は1963年以降であり、それ以前に関してはともにDB01「学校基本調査(学校経費調査)」で扱われている。

幼稚園(e=1)および高等学校(e=6)は、全国集計表では支出項目は小分類に基づき、都道府県集計表では支出項目は中分類に基づいている。ESJでは、DB02での調整(5.1.2節)と同様に、幼稚園・高等学校については全国集計表の小分類に基づく支出データを補助系列として都道府県集計表の中分類支出データを小分類へ分割推計し、それをESJの支出項目へと対応づけて集計している。一方、幼稚園・高等学校以外で地域属性を有する教育水準(e=3-10)については、都道府県集計表が公表されていないため、1970年の在学者一人あたりのコストの都道府県間の相対比を適応して分割推計している(5.1.4節)。

学科属性を有する教育水準(e=12-17)に関して、大学(e=14)のみ学部別データが公表されているため、A01.在学者数を補助系列として学部別支出データを各学科へと配分している。短期大学については1970年の在学者一人あたりのコストの学科間の相対比を適応して分割推計している(5.1.4節)。大学以外の学科属性を有する教育水準に関しては、全国集計表をA01.在学者数の学科間シェアによって各学科へと分割推計をおこなう。なお、学部別支出データに表章されている「本部・図書館・その他」と「大学院」については、支出項目ごとに推計した学科別支出額をウェイトとして配分する<sup>44</sup>。

### 5.1.4 私立学校の財務状況に関する調査報告書

1970-97年の私立学校(o=3)に関する支出データは、DB04「私立学校の財務状況に関する調査報告書」に基づいている。そこでの支出データの構造は、5.1.3節におけるDB03「私立学校の支出および収支に関する調査報告書」と同様であり、同じ方法で支出データが調整される。短期大学についても学科別データは利用できないため、1998年の在学者一人あたりのコストの学科間の相対比を適応して分割推計している(5.1.5節)。なお、大学の学部別支出データに表章されている「農場・演習林・図書館・その他」については、支出項目ごとに推計した学科別支出額をウェイトとして配分する。

### 5.1.5 今日の私学財政

1998年以降の私立学校(o=3)の支出データは、DB05「今日の私学財政」の資金収支計算書および消費収支計算書(事業活動収支計算書)の二つの計算書に基づいている<sup>45</sup>。SNA概

<sup>44</sup> 1963-69年における「本部・図書館・その他」には研究所が含まれているため、1962年のデータに基づき推計した研究所分を控除している。また、1961年の大学夜間においても研究所が表章されていないため、前後の年次に基づき推計をおこなっている。

<sup>45</sup> 資金収支計算書は「当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金(現金預金)の収入及び支出のてん末を明らかにし、消費収支計算書は「当該会計年度の消費収入及び消費支出の内容及び均衡の状態を明らかにする」ことを目的として作成されてきた。平成27年度(知事所轄学校法人については平成28年度)以後の会計年度からは、一部改正された学校法人会計基準が適用されるものとなっている。合わせて消費収支計算書は事業活動収支計算書へと変更され、その目的は「当該会計年度の活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容及び基本組入後の均衡状態を明らかにする」とされている。おもな変更点としては、従来の収支バランスは「経常的な収

念としては後者の利用が望ましいと考えられるものの、1997年以前の資料として利用されるDB04「私立学校の財務状況に関する調査報告書」では資金収支計算書のみ作成されており、ここでは時系列的な接続性保持のため1998年以降でも資金収支計算書をその基準としている<sup>46</sup>。ただし、DB05で公表される資金収支計算書では都道府県別データや学部別データが公表されなくなっており、1998年以降の地域属性や学部属性に関するデータについては消費収支計算書を利用せざるをえない。そのため、各支出項目の総額については資金収支計算書を制約として、消費収支計算書の都道府県別データや学部別データによって分割推計をおこなう。ただし、DB05の消費収支計算書には資本的支出(C08-C11)に該当する項目がないため、上記のような分割推計をおこなうことができない。そのため、資本的支出に関しては、1997年のデータ(DB04)の構成比を適用して1998年値を分割推計し、1999年以降については(消費収支計算書での)消費的支出額合計を補助系列とした延長推計値により各年の分割構成比をもとめ、各都道府県や各学部へと分割している<sup>47</sup>。

また、DB05では学校法人と学校部門の2種類の主体区分に基づき、収支計算書(資金収支計算書および消費収支計算書)を公表している。ここでの学校法人には、学校事業以外の事業(病院、研究所、不動産業等)が含まれるため、ESJでは学校部門の収支計算書を利用する。

DB05は日本私立学校振興・共済事業団が実施している調査である。文部省が実施してきたDB04「私立学校の財務状況に関する調査報告書」などに比して調査票の回収率が低く、1997年以前のデータ(DB04)と未調整のまま接続すると時系列的な推移として断層が見いだされる。そのためESJでは、DB05のデータに対して回収率の補正をおこなう。ここでは、教育水準ごとに、DB05で公表されている学校数とB12.学校数(4.12節)から調査票回収率を算定し、支出総額を補正している。ただし高等学校(e=6)に関しては全日制高校、定時制高校、全日・定時併置高校、通信制学校など学校数の定義が難しく、また1997-98年で断層も見出せないことから、回収率補正はおこなっていない<sup>48</sup>。なお、DB05の学校部門には、学校部門に含められる農業・演習林が含まれていない。そのため大学(e=14)については、上記のような回収率補正ではなく、DB04での1997年計数をベンチマークとして、1997年以降のB05を補助系列とした延長推計によって1998年以降の計数を求めている。

DB05では、C01.本務教員給与およびC02.兼務教員給与に対しては「教員人件費支出」、C03.職員給与については「職員人件費支出」を対応させている(表9)。ただし、DB05の「教員人件費支出」および「職員人件費支出」には給与の他に所定福利費が含まれているから、DB04から推計される教員および職員における平均所定福利費率を用いて補正している<sup>49</sup>。ま

---

支バランス(「事業の収支バランス」と「事業外の収支バランス」)と「臨時的収支バランス」の三つの活動区分へと分割されている。

<sup>46</sup> 現行の産業連関表(基本表)の作表においても、文部科学省生涯学習政策局は同様な認識を持ちつつも、時系列的な接続性を重視して資金収支計算書が利用されている。

<sup>47</sup> ただし、1997年のDB04資金収支計算書において、都道府県別データが利用できるのは幼稚園と高等学校、学部別データについては大学のように、主要な私立学校に限られている。それ以外の都道府県別および学部別分割においては、消費的支出額合計における構成比を各資本的支出に適用した簡易推計によっている。

<sup>48</sup> B12.学校数の全日制高校、定時制高校、全日・定時併置高校の合計とDB05の学校数を比較したところ、基本的にはDB05が下回るが、いくつかの年次ではわずかながらDB05が上回るケースが生じている。その他の教育水準では、すべての年次でB12.学校数はDB05での学校数を上回っており、各種学校のみ回収率は50%ほどに留まるものの、その他の教育水準ではDB05の回収率はおおむね85-95%ほどと評価される。

<sup>49</sup> 所定福利費は私学共済、社会保険料や雇用保険料などにあたる。ESJでは兼務教員の人件費に所定福利費は含まれないとして、所定福利費率はDB04におけるC01.本務教員給与、C03.本務職員給与および所定福利費の合計値に占める所定福利費のシェアによって算定している。なお、推計された所定福利費率は1997年時点において、幼稚園(e=1)では9.0%、高

た、表 8 の示すとおり、DB05 ではいくつかの教育水準を集計して公表されている。そのようなケースでは、ESJ の 1997 年推計値や A01.在学者数を用いて、集計されている教育水準からの分割推計をおこなっている。

DB05 の消費収支計算書では都道府県別データが利用できるが、幼稚園・幼保連携型認定こども園(e=1-2)<sup>50</sup>と高等学校(e=6)以外の教育水準では統計情報の秘匿措置のため、すべての都道府県が独立して公表されているわけではなく、いくつかの都道府県は複数の都道府県のグループにまとめられて公表されている。また、まとめられた都道府県グループの組み合わせは時系列で統一されていないため、時系列で整合的となるような都道府県グループに暫定的に集計したうえで、A01.在学者数を補助系列として、同一グループ内における各都道府県へと分割推計している。推計で利用する都道府県グループは表 11 のとおりである。

表 11:「今日の私学財政」における都道府県グループ

1. 幼稚園	3. 小学校	4. 中学校	1. 幼稚園	3. 小学校	4. 中学校
2. 幼保連携型認定こども園		7. 中等教育学校	2. 幼保連携型認定こども園		7. 中等教育学校
6. 高等学校			6. 高等学校		
1. 北海道		1. 北海道	26. 京都	26. 京都	26. 京都
2. 青森	1-6.		27. 大阪	27. 大阪	27. 大阪
3. 岩手	北海道・青森・岩	2-7.	28. 兵庫	28. 兵庫	28. 兵庫
4. 宮城	手・宮城・秋田・	青森・岩手・宮	29. 奈良		29. 奈良
5. 秋田	山形	城・秋田・山形・	30. 和歌山	29-32.	30. 和歌山
6. 山形		福島	31. 鳥取	奈良・和歌山・鳥	31-32.
7. 福島	7. 福島		32. 島根	取・島根	鳥取・島根
8. 茨城		8. 茨城	33. 岡山		33. 岡山
9. 栃木	8-12.	9. 栃木	34. 広島		34. 広島
10. 群馬	茨木・栃木・群	10. 群馬	35. 山口	33-39.	35. 山口
11. 埼玉	馬・埼玉・千葉	11. 埼玉	36. 徳島	岡山・広島・山	36-37.
12. 千葉		12. 千葉	37. 香川	口・徳島・香川・	徳島・香川
13. 東京	13. 東京	13. 東京	38. 愛媛	愛媛・高知	38. 愛媛
14. 神奈川	14. 神奈川	14. 神奈川	39. 高知		39. 高知
15. 新潟		15-17.	40. 福岡	40. 福岡	40. 福岡
16. 富山		新潟・富山・石川	41. 佐賀		41. 佐賀
17. 石川			42. 長崎		42. 長崎
18. 福井	15-25.	18. 福井	43. 熊本	41-47.	43. 熊本
19. 山梨	新潟・富山・石		44. 大分	佐賀・長崎・熊本・	44-45.
20. 長野	川・福井・山梨	19-21.	45. 宮崎	大分・宮崎・鹿児	大分・宮崎
21. 岐阜	長野・岐阜・静	山梨・長野・岐阜	島・沖縄		
22. 静岡	岡・愛知・三重・		46. 鹿児島		46-47.
23. 愛知	滋賀	22. 静岡	47. 沖縄		鹿児島・沖縄
24. 三重		23. 愛知			
25. 滋賀		24. 三重			
		25. 滋賀			

また DB05 の消費収支計算書では、短期大学(e=13)および大学(e=14)について、学部別支出データが公表されている。ただし、公表されている学部に関するデータは複数学部別と単一学部別の 2 種類に分かれており<sup>51</sup>、前者ではたとえば医・歯学部を含む学部を複数設置している大学については「医歯他複数学部」へと格付けられるなど、学部分類として扱うことが難し

等学校(e=6)では 9.4%、大学(e=14)では 9.6%と類似している。

<sup>50</sup> DB05 の幼稚園には、幼保連携型認定こども園が含まれている。

<sup>51</sup> 複数学部とは複数の学部を設置する大学を対象とした学部分類であり、その分類は特定の学部の設置の有無により分類される。具体的には、医・歯学部を含む学部を複数設置するものを「医歯他複数学部」、薬学部を含む学部を複数設置するものを「薬他複数学部」、理工系学部を含む学部を複数設置するものを「理工他複数学部」、文系学部とその他系学部、または文系学部を複数設置するものを「文他複数学部」、その他系学部を複数設置するものを「その他複数学部」と 5 つの学部に分類している。一方、単一学部とは単科大学を対象とする学部分類をさす。

い。そのため単一学部別データにおける支出項目とその在学者数からもとめられる学部別の在学者一人あたり支出額を利用して、短期大学および大学の資金収支計算書における支出データを各学部へ分割推計している。

## 5.2 給食サービス活動の支出(学校負担)

学校給食費は学校給食法第 11 条に基づき、保護者と設置者(学校)によって負担されており、一般的に食材費は保護者負担、それ以外の費用については設置者負担(学校負担)とされる<sup>52</sup>。また学校会計における学校給食費の扱いは国公立と私立で異なる。国公立学校は国や各自治体から学校給食費として支給される公費を支出として計上しており、保護者から徴収する学校給食費については学校の支出とされていない<sup>53</sup>。一方、私立学校では保護者負担の学校給食費は収入として扱うため、保護者負担分を含めた学校給食費を支出としている。なお、ESJ では保護者負担分を除いた設置者負担のみの学校給食費を C データとしており、SNA 概念に合わせて保護者負担も含めた学校給食費は 6.2 節の E データで扱う。

公立学校の学校給食費は DB02「地方教育費調査」が利用できる。ただし資料は 1958-81 年に限られるため、1957 年以前については、C032.給食職員給与、C072.給食費、C102.給食用設備・備品費を含むそれぞれ C03 職員給与、C07 管理・補助活動費、C10 設備・備品費を補助系列として補外推計をおこなう。1982 年以降の推計については、DB16「地方財政統計年報」から公立学校全体(e=0, o=2)の学校給食費が利用できるため、1982 年以降はいったん各教育水準で C032、C072、C102 をそれぞれ C03、C07、C10 で延長推計したうえで、DB16 における人件費、物件費、普通建設事業費の推移と整合するように各教育水準に対して一律で補正をおこなった<sup>54</sup>。

国立学校については、DB20「学校給食実施状況等調査」などで公表される教育水準ごとの給食実施率と保護者負担の学校給食費に A01.在学者数を乗ずることで保護者負担総額を推計している<sup>55</sup>。その推計した保護者負担総額に公立の当該教育水準ごとの保護者負担率(もし

<sup>52</sup> 学校給食法第 11 条第 1 項で設置者負担(学校負担)について「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。」とされており、保護者負担については第 2 項で「前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費(以下「学校給食費」という。)は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。」としている。第 2 項における「前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費」では食材費は当然であるが、給食に係る光熱費については昭和 48 年 6 月文部省体育局「学校給食の実施に関する事務処理および指導の指針について」において、「光熱水費については学校の設置者の負担とすることが望ましいこと。」とされており、この部分に関しては各自治体で方針が異なっているため、ESJ においては学校給食に係る光熱水費は学校会計に含まれていないとみなし、表 13(6.1 節)では光熱水費の投入をおこなっていない。

<sup>53</sup> 保護者から徴収する給食費については、国立学校では国立学校法人会計基準第 16 第 10 号に準じて学校給食費は一般的に預り金として処理され、学校の支出として計上されない。一方、公立学校については、多くの学校で各自治体を介さず、保護者から徴収した給食費を学校会計の外で学校が直接管理する私会計を採用している。ただし、一部の学校については保護者が自治体に学校給食費を支払い、自治体が学校に保護者負担分を含んだ学校給食費を給付する公会計を採用している自治体もある。このような自治体の学校では、保護者負担を含んだ学校給食費を支出として学校会計に計上されているため、DB02「地方教育費調査」では保護者負担に相当する学校給食費は、私会計・公会計に関わらず除くよう定義している。

<sup>54</sup> ただし DB16「地方財政統計年報」における物件費には、給食費の公会計化を採用している自治体の保護者負担分が含まれているため、DB21「学校給食費の徴収状況に関する調査」に公表される公会計化率を用いて保護者負担分を除いた物件費を用いている。なお、DB21 で公会計化率を公表している年次は 2010 年、2012 年、2016 年に限られるため、中間年は直線補完、2009 年以前および 2017 年は 2010 年から 2016 年における公会計率の傾きで延長している。

<sup>55</sup> 給食実施率については、1983 年以降は DB20「学校給食実施状況等調査」が利用できる、それ以前については DB23「文部統計要覧」および DB24「我が国の教育水準」を用いている。また保護者負担の学校給食費については、1989 年以降は DB20 における学校給食費調査に基づいており、それ以前については DB23「保護者が支出した教育費調査」、DB22「父兄が支出した教育費調査」を利用している。なお DB20 などの調査では国立学校の学校給食費は特掲されていないため、公立学校の一食当たりの給食費が等しいと仮定している。ただし、国立学校では、例えば東京学芸大学附属大泉小学校では週 4 日、お



くは設置者負担率)を用いて、設置者負担総額を推計している。なお、設置者負担額は C032 と C072 の合計として、ここで推計した国立学校の設置者負担総額は当該教育水準ごとに公立比率で C032 と C072 へ分割している。また C102 の推計については、公立学校の学校給食費(保護者負担+設置者負担)に対する C102 の比率を用いて推計している。

私立学校についても、国立学校と同様の方法により C032、C072、C102 の推計をおこなっている。ただし、私立学校の C データ構築時に利用する DB05「今日の私学財政」などには保護者負担額が含まれているため、推計した保護者負担額を除いている<sup>56</sup>。

### 5.3 光熱水費および旅費交通費の支出

5.2 節で推計された C071.管理・補助活動費(給食費を除く)と C06.教育活動費から、ESJ ではそれぞれの光熱水費と旅費交通費を特掲している<sup>57</sup>。それぞれのデータ系列と、それぞれの基礎統計資料における支出項目との対応関係は表 12 のとおりである。

DB02「地方教育費調査」、DB04「私立学校の財務状況に関する調査報告書」などにおいては、光熱水費と旅費交通費のそれぞれで、C0611.教育活動費と C0711.管理・補助活動費の合計のみが公表されている。その際は、同じ教育水準の国立学校(DB01)あるいは DB05「今日の私学財政」(1998 年以降)のデータに基づいて分割推計をおこなっている。

DB02「地方教育費調査」において、管理・補助活動費のうちの旅費交通費が特掲されていないケースがある。その場合は、国立学校(DB01)のデータに基づき推計をおこなっている。なお、幼保連携型認定こども園(e=2)と義務教育学校(e=5)については、利用できる基礎統計資料が見いだせないため、それぞれ幼稚園(e=1)と中学校(e=4)の C06 および C071 に占める光熱水費および旅費交通費の構成比を適用して分割推計をおこなう。

---

茶の水女子大学附属小学校では週 1-3 日など学校給食が週 5 日ではない小学校も見受けられ、また C07.管理・補助活動費とのバランスにおいても週 5 日換算では、推計される C072 が大きくなりすぎてしまうことから、小学校(e=3)、中学校(e=4)、中等教育学校(e=7)については週 4 日と仮定している。給食実施率については、幼稚園(e=1)、高等学校(e=6)、特別支援諸学校(e=8-11)に限り、国立学校のデータが利用できないため、経営組織合計(o=0)を用いている。

<sup>56</sup> 私立の幼稚園における給食実施率は DB20「子供の学習費調査」が利用できる。また同調査では幼稚園、小学校、中学校の給食費も利用できる。

<sup>57</sup> C0611.(教育活動費)光熱水費は「教育研究のために支出した光熱水費(学部, 研究科, 研究室, 教室使用分)」に対し、C0711.(管理・補助活動費)光熱水費は「維持・管理のため支出した光熱水費(おもに本部使用分)」にあたる。また旅費交通費において、C0612.(教育活動費)旅費交通費は「教育研究旅費, 外国旅費, 受託研究旅費等の教育研究のため支出した旅費」に対し、C0712.(管理・補助活動費)旅費交通費は「教育研究旅費を除いた職員旅費, 赴任旅費等」にあたる。

表 12: 基礎統計資料における光熱水費および旅費交通費のデータ定義

教育水準	データ系列	DB01 学校基本調査		DB02 地方教育費 調査	DB03 私立学校の 支出および 収入に関する 調査報告	DB04 私立学校の 財務状況 に関する調査	DB05 今日の 私学財政
		o=1	o=2	o=2	o=3	o=3	o=3
e=1,3,4,6	C0611 (教育活動費)光熱水費	○		na	na	C0611+C0711	○
	C0612 (教育活動費)旅費交通費	○		○	○	C0612+C0712	○
	C0711 (管理・補助活動費)光熱水費	○		C0611+C0711	C0611+C0711	na	○
	C0712 (管理・補助活動費)旅費交通費	○		-	-	na	○
e=2,5	C0611 (教育活動費)光熱水費			-			-
	C0612 (教育活動費)旅費交通費			-			-
	C0711 (管理・補助活動費)光熱水費			-			-
	C0712 (管理・補助活動費)旅費交通費			-			-
e=7	C0611 (教育活動費)光熱水費	○		-			○
	C0612 (教育活動費)旅費交通費	○		-			○
	C0711 (管理・補助活動費)光熱水費	○		-			○
	C0712 (管理・補助活動費)旅費交通費	○		-			○
e=8-11	C0611 (教育活動費)光熱水費	○		na	na	C0611+C0711	
	C0612 (教育活動費)旅費交通費	○		○	○	C0612+C0712	
	C0711 (管理・補助活動費)光熱水費	○		C0611+C0711	C0611+C0711	na	
	C0712 (管理・補助活動費)旅費交通費	○		-	-	na	
e=12	C0611 (教育活動費)光熱水費	○		na	na	○	○
	C0612 (教育活動費)旅費交通費	○		○	○	○	○
	C0711 (管理・補助活動費)光熱水費	○		C0611+C0711	C0611+C0711	○	○
	C0712 (管理・補助活動費)旅費交通費	○		-	-	○	○
e=13,14-15	C0611 (教育活動費)光熱水費	○	○		na	○	○
	C0612 (教育活動費)旅費交通費	○	○		○	○	○
	C0711 (管理・補助活動費)光熱水費	○	○		C0611+C0711	○	○
	C0712 (管理・補助活動費)旅費交通費	○	○		-	○	○
e=16	C0611 (教育活動費)光熱水費	○		na		C0611+C0711	-
	C0612 (教育活動費)旅費交通費	○		○		C0612+C0712	-
	C0711 (管理・補助活動費)光熱水費	○		C0611+C0711		na	-
	C0712 (管理・補助活動費)旅費交通費	○		-		na	-
e=17	C0611 (教育活動費)光熱水費	○		na	-	C0611+C0711	-
	C0612 (教育活動費)旅費交通費	○		○	-	C0612+C0712	-
	C0711 (管理・補助活動費)光熱水費	○		C0611+C0711	-	na	-
	C0712 (管理・補助活動費)旅費交通費	○		-	-	na	-

注: 表中のハイフンはデータが公表されていないことを示し、灰色部分は概念上データが存在しないことを示す。また na は他の系列に含まれていることを示す。

## 6 SNA 概念データ

### 6.1 SNA 概念への転換と活動分割

学校会計に基づく C.支出データは、直接的に SNA 概念と結びつくものではなく、ESJ ではその基礎資料に基づく加工統計指標として、E.SNA 概念データを構築する。また JSNA における教育サービスのアウトプットを適切に定義するため、教育部門全体を対象としていた支出データを、a1.教育サービス提供活動、a2.補助的サービス提供活動、a3.自己勘定 R&D 活動、a4.給食サービス提供活動の 4 つの活動へと分割する推計をおこなう。

一次資料において支出データは活動別には計上されていないことから、ESJ ではひとつの近似としてそれぞれの支出項目分類によって各活動へと格付けている。とくに a3.R&D 活動については、支出項目からの接近は困難であることから、後述(6.3 節)するように別途 DB15「科学技術研究調査」からその活動のための支出額を推計し、C.支出データにおける a1'.教育活動と a2'.補助活動のそれぞれの支出項目から差し引くことで定義している。

C.支出データにおける支出項目ごとの各活動への格付けは表 13 のとおりである。はじめに雇用者報酬(E021-E023)については、教員に対する給与(C01とC02)は a1'.教育活動へ、職員に対する給与(C03)のうち給食職員へのそれ(C032)は a4.給食サービス活動へ、それ以外の職員給与(C031)は a2'.補助活動へと格付けられる。C04.退職死傷手当および C05.その他人件費は活動への分割が困難であることから、上記のように各活動に格付けられた雇用者報酬の金額シェア(ただし兼務教員給与を除く)に基づいて E021.雇用者報酬(本務教員)および E023.雇用